

サービス利用料金

・『介護保険負担割合証』に記載された割合になります。

単位 (円)

従来型 (多床室)	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	6,361	636	1,272	1,908
要介護2	7,089	708	1,417	2,126
要介護3	7,859	785	1,571	2,357
要介護4	8,598	859	1,719	2,579
要介護5	9,326	932	1,865	2,797

・連続61日以上短期入所生活介護を行った場合になります。

単位 (円)

従来型 (多床室)	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	6,045	604	1,209	1,813
要介護2	6,773	677	1,354	2,031
要介護3	7,543	754	1,508	2,262
要介護4	8,281	828	1,656	2,484
要介護5	9,009	900	1,801	2,702

単位 (円)

その他の加算		利用料金	介護保険適用時の自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
送迎加算 (1回)		1,941	195	389	583
サービス提供体制強化加算 (I)		232	24	47	70
療養食加算 (1回・1日3回限度)		84	9	17	26
夜勤職員配置加算 I (1日)		137	14	28	42
緊急短期入所受入加算 (1日)		949	95	190	285
在宅中重度者受入加算ニ (1日)		4,483	449	897	1345
※生産性向上推進体制加算 (II) ひと月単位の加算		104	11	21	32
※生産性向上推進体制加算 (I) ひと月単位の加算		1,045	105	209	314
5月31日まで 令和6年	※介護職員処遇改善加算 (I)				
	※介護職員等特定処遇改善加算 (I)				
	※介護職員等ベースアップ等支援加算				
※介護職員等処遇改善加算 (I) 令和6年6月1日から					

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）とは、介護職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上（常勤換算に基づく）配置している場合に加算されます。

※療養食加算とは、医師の指示箋に基づくもの（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食および特別な検査食）が対象となります。

※夜勤職員配置加算とは、夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たしていることです。

※緊急短期受入加算は、利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急利用の必要性を認めたとときに算定します。

※在宅中重度者受入加算は、利用されている訪問看護事業所が健康上の管理を行う場合に算定します。

※介護職員処遇改善加算（Ⅰ）とは

- ・介護職員の賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている。
- ・介護職員処遇改善計画書を全ての介護職員に周知し、大津市に届けている。
- ・算定額に相当する賃金改善を実施している。
- ・介護職員の処遇改善に関する実績を大津市に報告している。
- ・介護職員への研修機会の提供、能力評価、資格取得のための支援を行っている。
上記を要件とし、基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に対し83/1000（8.3%）を乗じた単位数を算定します。（2024年5月31日まで）

※介護職員等特定処遇改善加算とは

- ・介護職員処遇改善加算の（Ⅰ）から（Ⅲ）のいずれかを取得している。
- ・特定処遇改善加算の職場環境等要件の定める各区分について、一つ以上の取り組みを行っている。
（令和3年度は緩和要件あり）
- ・サービス提供体制強化加算を取得している。
上記等を要件とし、基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に対し、27/1000（2.7%）を乗じた単位数（加算Ⅰ）を算定します。（2024年5月31日まで）

※介護職員等ベースアップ等支援加算とは

- ・介護職員その他の職員の賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている。
- ・介護職員等ベースアップ等支援計画書を全ての介護職員、その他の職員に周知し、都道府県知事に届けている。
- ・算定額に相当する賃金改善を実施している。
- ・介護職員その他の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告している。
- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）のいずれかを取得している。
- ・処遇改善に要する費用の見込み額をすべての職員に周知している。
上記等を要件とし、基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に対し、16/1000（1.6%）を乗じた単位数を算定します。（2024年5月31日まで）

※介護職員等処遇改善加算とは

- ・介護職員の賃金改善に関する計画を策定し、キャリアパス要件や職場環境など要件を満たし経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置している場合に算定されます。
- ・基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に対し、14/1000（1.4%）を乗じた単位数を算定します。（2024年6月1日から）

※利用料の算定は月単位で計算を行いますので、単位数換算による端数処理の関係上誤差が生じます。

・介護保険適用外の費用

交通費（片道） 通常の送迎実施地域を越える利用者は右記の料金実費 緊急時の受診等		サービス提供地域を越える地点から自宅まで ① 20km未満 500円 ② 20km以上40km未満 1,000円 ③ 40km以上10kmごとに加算額 500円 *送迎は自宅と当苑間以外は行いません。
有料道路通行料		実費（但し、通常の送迎の実施地域内はかかりません）
食材料費		1,800円（1日） （内訳）朝食320円・昼食740円・夕食740円 ※負担限度額認定（1～3）の対象者は、下記の補足給付あり。
補足給付後	第1段階	300円
	第2段階	600円
	第3段階①	1,000円
	第3段階②	1,300円
居住費（滞在費）		940円 ※負担限度額認定（1～3）の対象者は、補足給付あり。
（令和6年7月31日まで） 補足給付後	第1段階	0円
	第2段階	370円
	第3段階①	370円
	第3段階②	370円
（令和6年8月1日から） 補足給付後	第1段階	0円
	第2段階	430円
	第3段階①	430円
	第3段階②	430円
喫茶代		1セット 320円（開催時） 1セット 100円
おやつ代		1日 50円
クラブ活動費 （書道・裁縫・クラフト等）		1ヶ月 100円 ※複数のクラブに参加された時も料金は固定（100円）です。
理美容代		実費
謄写費		1枚あたり 10円
証明証		1通 100円
電気機器持込使用料		1日 50円（一品につき） ※事前に生活相談員又は介護職員にお申し付けください。
その他		コーヒー・アイスクリーム等、本人注文による場合別途費用がかかります。